

(様式1)

優秀映画鑑賞推進事業実行委員会規約

第1条 本会は、○○市（町・村）優秀映画鑑賞推進事業実行委員会（以下「委員会」という。）と
いう。

第2条 委員会は、事務所を〇〇市（町・村）〇〇文化会館内に置く。

第3条 委員会は、国立映画アーカイブと協力し、広く市（町・村）民に優れた映画の鑑賞機会を提供し、〇〇市（町・村）の芸術文化の向上発展を図ることを目的とする。

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 優秀映画鑑賞推進事業
 - (2) その他目的達成に必要な事業

第5条 委員会の委員は、会場となる公立文化施設等の長、及び当該地域の主催者、教育委員会、関係団体、新聞社、放送局等の代表者等で構成する。

- 2 委員会は、委員〇〇名以内で構成し、互選で委員長、監査委員を定める。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統括する。

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

第7条 委員会は、報告書の提出をもって解散する。

委員名簿